

令和3年度 第2回区政モニター会議

令和3年11月6日（土）

プラスチックの資源化について
～「ごみから資源へ」区民への周知～



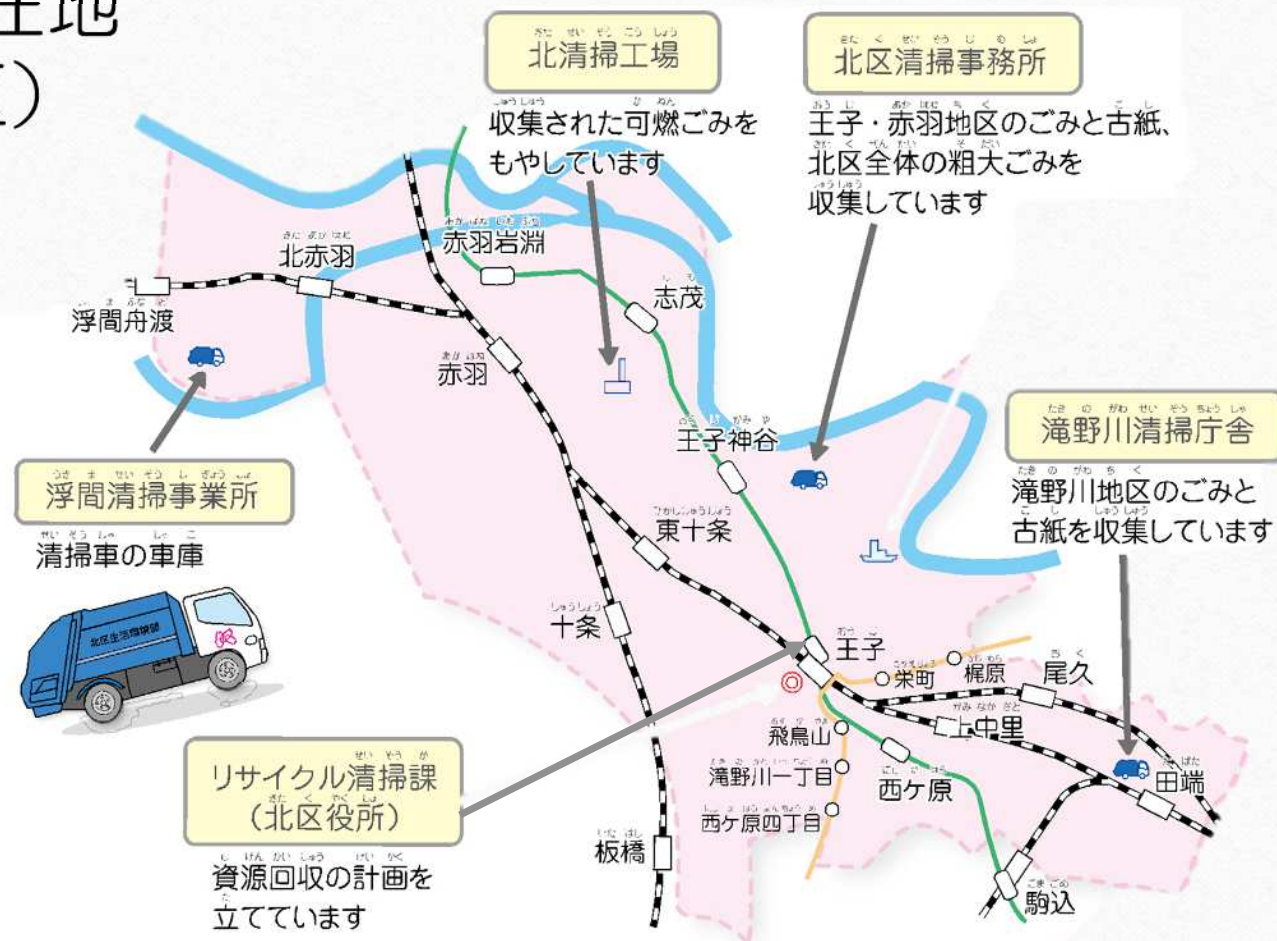
生活環境部北区清掃事務所

清掃事務所の所在地 (収集担当地区)

○北区清掃事務所
赤羽・王子地区

○滝野川清掃庁舎
滝野川地区

○浮間清掃事業所
清掃車の車庫



清掃事務所の役割



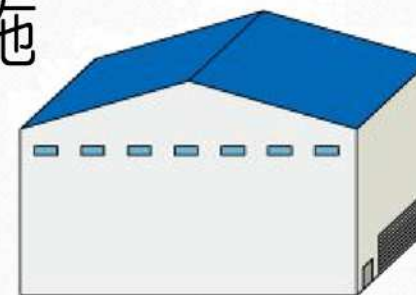
生活環境部北区清掃事務所

- ごみの収集 (可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)
- 資源の回収 (古紙・プラスチック)
 (ビン・缶・ペットボトル)
- 資源の拠点回収 (紙パック・発泡トレイ・古布・インクカートリッジ)
 (廃食油・水銀入り乾電池・ペットボトルキャップ)
- 集団回収 (町会・自治会による回収の支援)
- ごみの相談 (訪問収集・環境学習・カラス等の被害相談)

【プラスチック資源化事業について】

令和4年10月～滝野川地区先行実施

令和5年 4月～王子・赤羽地区実施



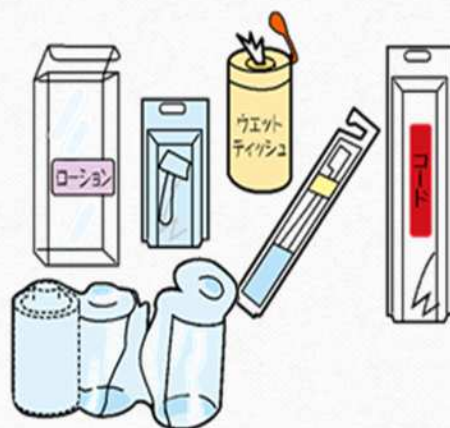
中間処理施設

リサイクル（有効利用）

中間処理施設に搬入し、
選別・圧縮・梱包される。
(運搬しやすいように小さくまとめる)



プラマークがついているもの (プラスチック製容器包装)



ボトル・キャップ・ケース・トレイ
食料品の袋や日用品の袋

カップ麺の容器やコンビニ弁当などの容器
卵のパック・納豆や豆腐のパック



※発泡トレイは拠点回収も行っています。(色付きも回収します)

製品プラスチック (プラマークのついていないもの)

プラスチックのみでできているもの「金属部品（ネジなど）や電池がついていない」



CD・DVD・定規・ちりとり・プラスチックのみのハンガー・歯ブラシ・コップ・洗面器バケツ・タッパや弁当箱・子どものおもちゃなど

プラスチック使用製品の分別方法

スタート

すべてプラスチックで
できていますか？

はい

商品の中身・汚れが
付着していますか？

いいえ

いいえ

プラスチック以外のものが
入っているとリサイクル
することが出来ません。
可燃ごみ・不燃ごみに
分別してお出してください。

一辺が30cmを超えるもの
は粗大ごみとなります。

はい

中身・汚れを
取り除きましたか？

はい

いいえ

中身が残っている・
汚れを取り除けない
ものは**可燃ごみ**へ



プラスチック回収

リサイクルするためご協力をお願いします。

プラスチックの出し方 ①



中身を使い切る
(残さず食べる)

ワンポイント

汚れていないものは
そのまま袋へ

リサイクルするためご協力をお願いします。

プラスチックの出し方 ②



汚れを取り除く

ワンポイント

残り水ですすぐか不要になった布などで汚れをふき取る

リサイクルするためご協力をお願いします。

プラスチックの出し方 ③



汚れが落ちたら袋に入れる

ワンポイント



プラスチックの回収日に出してください

リサイクルするためご協力をお願いします。

どうしても汚れをとりのぞけないものは
可燃ごみで出してください。

マヨネーズや歯磨き粉などの
チューブ容器は、半分に切ると
すすぎやすくなります！



「ひと手間かけてプラスチックをリサイクル」
を合言葉に、できるだけ汚れを取り除き
分別にご協力をお願いします。

分別作業の
妨げになるため、
袋は二重に
しないでください



リサイクルのゆくえ (中間処理施設)

参考資料：日野市クリーンセンター



破袋機

機械によって袋が破かれます



風力選別機

風の力で重い物、軽いものに分けられます

※この選別機で
(容器包装)と
それ以外のものに
分けられています



選別

人の手によってリサイクルできるもの・
できないものに分けられます



圧縮・
梱包機

分けられたものを運びやすいように圧縮・梱包されます

リサイクルするためご協力をお願いします。

中間処理施設では人の手によって選別されています。



この作業でリサイクルできるもの・できないものに分けられます。

この時にカミソリや刃が付いたプラスチックが入っていると作業員がけがをしてしまいます。

また電池などが混入しているとショートし、火災の原因にもなります。

●分別にご協力をお願いします。

参考資料：日野市クリーンセンター

リサイクルのゆくえ

中間処理施設



プラマークのついているもの
(プラスチック製容器包装)

再資源化処理事業者

(マテリアルリサイクル)



プラマークのついているもの
(プラスチック製容器包装)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会へ
引き渡し、**再生樹脂などに再商品化**

出典：日本容器包装リサイクル協会HP



再生樹脂



パレット



コークス



車止め

プランター

擬木柵



リサイクルのゆくえ

中間処理施設



プラマーク以外のもの
(製品プラスチック)

資源化事業者
(ケミカルリサイクル)



プラマーク以外のもの
(製品プラスチック)

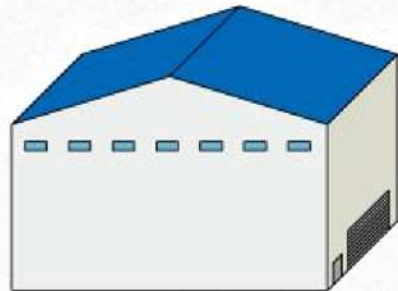
資源化事業者の処理により
以下のものに生まれ変わります。

- ガス化（分子レベルまで分解し、さまざまなものに利用されます
例 化学繊維や化学肥料など）
- 油化→もう一度（石）油に
- 高炉原料化・コークス炉化学原料化
- 固形燃料（RPF）
- 発電（サーマルリサイクル）など

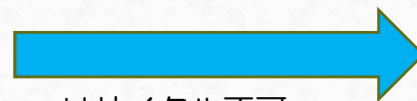


リサイクルのゆくえ リサイクル不可（残渣・ざんさ）

中間処理施設で選別し、リサイクル不可（残渣）とされたものは
清掃工場にて焼却処理（サーマルリサイクル）されます。



中間処理施設（選別）



リサイクル不可



サーマルリサイクル（熱回収）



(参考) 回収日は？

あらたにプラスチックの
回収日を設けます。

お住いの古紙の回収日と同じ日、同じ場所に
朝8：00迄にお出してください。

※古紙の回収車とは別の車で回収します。

限りある資源を有効に活用するためにも

区民の皆様一人ひとりのご協力をお願いします。

御清聴ありがとうございました。



City of Kita

生活環境部北区清掃事務所

グループ討議 （40分）

テーマ1：効果的な区民周知の展開

テーマ2：区民の分別意識の向上に向けて



City of Kita

生活環境部北区清掃事務所

グループ発表

20分（1班3分程度）

テーマ1：効果的な区民周知の展開

テーマ2：区民の分別意識の向上に向けて



City of Kita

生活環境部北区清掃事務所